

専決処分の報告について

器物破損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋 昌和



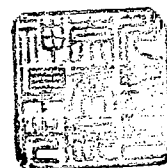
## 専 決 処 分 書

器物破損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額  
84,834円
- 2 賠償の相手方  
秦野市鈴張町4番12号  
株式会社Zele  
代表取締役 梶山展浩

平成31年2月7日

秦野市長 高橋昌和



### 事故の概要

- (1) 発生日時  
平成30年11月15日午前10時30分頃
- (2) 発生場所  
東幼稚園（秦野市寺山509番地）
- (3) 事故の状況  
同園の園児が、遊戯室において集合写真の撮影後、撮影に使用した案山子を引きずりながら移動していたところ、照明器具のコードの上を通過する際、案山子の一部がコードに引っ掛かったことにより、2台の照明器具が倒れ、破損した。
- (4) 本市の責任原因  
市立幼稚園の園児に対する監督不履行
- (5) 本市の過失割合  
100パーセント